

社会福祉法人 優希福社会 評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 優希福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、外部委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会及び評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

2 全理事の報酬総額の範囲は、年間300,000円以内とする。

3 全監事の報酬総額の範囲は、年間145,000円以内とする。

4 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

5 外部委員及び監事が評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任解任委員会等	5,000円	1,000円

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

7 役員及び評議員の申し出により、報酬を受け取らないことが出来る。但し、この場合でも責務を軽減することとはならない。

(支払日)

第4条 役員会等の役員報酬等は、その都度支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員との兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、平成30年3月23日より施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等(日額)	8,000円	1,000円
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円	1,000円
監事監査指導報酬等(日額)	5,000円	1,000円